早期退職募集実施要項

募集の目的	青森県市町村職員退職手当条例（以下「退職手当条例」という。）第８条の３第１項第１号の規定による職員の年齢別構成の適正化を図るため。
募集の対象となるべき職員の範囲	三沢市職員定数条例（病院事業管理者の事務部局の職員を除く。）に規定する職員のうち、令和８年３月３１日において年齢４５歳以上の職員とする。ただし、次に掲げる職員には適用しない。 １　任期を定めて任用された職員 ２　令和８年３月３１日までに定年年齢に達する職員 ３　地方公務員法第２９条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている職員又は募集の期間中に受けた職員
募集の期間	令和７年５月９日から令和７年５月３０日まで ※募集の期間を延長する場合あり
退職すべき期日又は期間	令和８年３月３１日 ※認定後に事情によって退職すべき年月日を繰上げ又は繰下げする場合あり
募集人数	５名程度
応募申請書及び応募取下げ申請書の提出先	総務課人事戦略係　内線２０７
認定・不認定の通知年月日	令和７年６月中
募集に関する問合せ先	総務課人事戦略係　平出、宮木　内線２０７
その他事項	Ⅰ　募集は期間中いつでも応募することができ、退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げをすることができる。 Ⅱ　次のいずれかに該当する場合は、不認定とする。 １　応募者がこの早期退職募集実施要項に適合しない場合 ２　地方公務員法第２９条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合 ３　応募者が２に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違にあたる行為であって、その非違行為の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

	４　応募職員を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合 Ⅲ　認定を受けた応募職員が次の番号のいずれかに該当するときは、その認定は効力を失う。 １　懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第２８条第４項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき ２　退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続いて通算規定のある地方公務員等となり退職手当が支給されない場合に該当したとき ３　募集実施要項に記載された退職すべき期日もしくは規定により応募職員に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（１，２に掲げるときを除く。） ４　地方公務員法第２９条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき ５　応募を取り下げたとき
備　　考	